住所　大阪市東淀川区小松４丁目12番３―402号
李健一　昭和７年11月23日生
趙文子　昭和11年８月25日生
住所　大阪府吹田市千里丘西24番２―1101号
鄭光秀　昭和42年４月８日生
住所　大阪市生野区巽北２丁目４番９号
禹信志　昭和58年４月26日生
住所　大阪府東大阪市若草町６番４号
金致弘　昭和50年11月１日生
住所　群馬県館林市緑町２丁目25番17号
ハルミ・アンドウ・ウエノ　昭和39年３月８日生
レオナルド・ユウキ・タキモト・アンドウ　平成10年２月14日生
ビビアナ・ルイ・タキモト・アンドウ　平成14年７月10日生
住所　山梨県南アルプス市山寺509番地24
簡夕　昭和38年２月12日生
張紅艶　昭和37年10月22日生
簡思斉　平成15年３月18日生
住所　岡山県倉敷市幸町７番５―905号
申炳浩　昭和５年12月24日生
李福嬉　昭和15年７月11日生
住所　千葉市稲毛区小中台町414番地
柳利宏　昭和50年５月12日生
柳千㷜　平成18年４月６日生
柳千翔　平成22年12月４日生
住所　埼玉県新座市新堀２丁目15番５号
楊舒鴻　昭和40年10月６日生
李文英　昭和40年６月９日生
楊子木　平成８年９月１日生
楊辰木　平成12年７月17日生
住所　埼玉県本庄市下野堂603番地３
シゲキ・エリアス・コルテス　昭和54年10月18日生
バイロン・カツヌキ・エリアス・バルセナス　平成17年５月５日生
エミル・シゲキ・エリアス・バルセナス　平成19年１月14日生
住所　長野県松本市沢村３丁目８番15号
李嘉伸　昭和45年７月４日生
住所　群馬県太田市緑町215番地２
郭岩　昭和58年３月27日生
住所　東京都稲城市矢野口766番地１
スムドゥ・デマタピティヤ　昭和52年９月10日生
住所　山口県周南市大字久米1396番地３
鄭宣貫　昭和56年12月29日生
住所　福岡市南区柏原６丁目62番３―203号
鄭由貴　昭和58年８月26日生
住所　福岡市中央区警固２丁目９番10号
モハメド・ズルフィカル・ハイダル　昭和46年７月１日生
カムルン・ナハー　昭和50年４月１日生
アイマン・ビン・ハイダル　平成16年７月29日生
住所　千葉県印西市小倉台２丁目２番地１―701号
鄭昕浩　昭和21年７月８日生
阿部登美子　昭和25年12月７日生
住所　千葉県我孫子市白山１丁目26番15号
ウェザロール・ウィリアム・オーエン　昭和16年３月23日生
住所　東京都立川市上砂町１丁目13番地１
朴則子　昭和24年11月20日生
住所　埼玉県深谷市荒川1862番地３
金泰則　昭和59年１月５日生
住所　京都市西京区御陵大枝山町６丁目27番地15
金貴秀　昭和42年９月21日生
住所　大阪府松原市一津屋６丁目９番15号
金大作　昭和48年12月27日生
住所　岐阜県羽島郡笠松町米野273番地
鄭大嗣　昭和60年７月１日生
住所　岐阜県各務原市川島松倉町2350番地45
鄭豪人　昭和61年７月11日生
住所　大阪府東大阪市衣摺４丁目11番26号
金勇　昭和54年10月７日生

○国税庁告示第十九号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）第二十条第一項の規定に基づき、地理的表示に関する表示基準（平成六年十二月国税庁告示第四号）の一部を次のように改正したので、同法同条第二項及び同規則同条同項の規定に基づき告示する。

平成二十四年六月十一日

国税庁長官　川北　力

第一項第五号ロ中「展示し」の次に「、輸出し」を加える。

附　則

この告示は、平成二十四年七月一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百八十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年六月十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表の上欄中「（項）　感染症対策費　（目）　医療施設運営費等補助金（都道府県に係るものを除く。）」を「（項）　感染症対策費　（目）　医療施設運営費等補助金（都道府県に係るものを除く。）　（項）　医療施設運営費等補助金　（目）　医療施設運営費等補助金（都道府県に係るものに限る。）　（項）　社会保障等復興政策費　（目）　医療施設運営費等補助金（県に係るものを除く。）」に改め、同表に次のように加える。

染症対策費	
医療施設運営費等補助金（都道府県に係るものを除く。）	
療情報化推進費	
地域診療情報連携推進費補助金（都道府県に係るものを除く。）	
	青森県
	岩手県
	宮城県
	福島県
	茨城県
	栃木県
	千葉県
	新潟県
	長野県

一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理	
二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等	
三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理	
四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知	
五　法第八条の規定による決定の通知	
六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知	
七　法第十二条の規定による状況報告の受理	
八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知	
九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知	
十　法第十四条の規定による実績報告の受理	
十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知	
十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知	